8－イッダ（待婚期間）

● **イッダとは：**夫に先立たれたり、あるいは夫と別れたりした女性が結婚出来る状態になるまで待機する期間のことです。

● **イッダの法的位置づけ：**

イッダは結婚後夫と 2 人きりになった後、彼と別れたり先立たれたりした全ての妻にとっての義務です。別離の理由は離婚であろうと償還離婚[1]であろうと、婚姻契約の破棄だろうと関係ありません。そしてイッダとは出産や月経や日数の経過によって、前夫との間の子供を宿していないかどうかを確認するためのものなのです。

● **イッダが定められたことに潜む英知：**

イッダが定められたことに潜む英知としては、以下のようなものが考えられます：

1－血縁関係が混同しないよう、妻の妊娠の有無を確認すること。

2－暫定離婚[2]である限りにおいて、夫が離婚を後悔した時に妻と復縁する機会を作ること。

3－婚姻に関する諸事の神聖さと尊厳の確認。それはいくつかの条件抜きには成立せず、また待機期間を置くことなしには解消されません。

4－夫婦関係の尊重。妻は待機することなく、別の伴侶のもとに行ってしまうことは出来ません。

5－離婚女性が妊娠している場合、胎児の権利を保護すること。

そしてイッダには以下の 4 つの権利が内包されています：つまり①アッラーの権利、②夫の権利、③妻の権利、④子供の権利です。

● **イッダに関する様々な法規定：**

床入りする以前に離婚された妻に、イッダはありません。もし離婚されたのが床入り以降であれば、イッダが義務付けられます。

一方床入りする以前以後を問わず、夫に先立たれた妻のイッダは 4 ヶ月と 10 日です。これは他界した夫への忠義であり、彼の権利に対する心遣いと配慮でもあります。そして彼

---

[1] 訳者注：詳しくは「④償還離婚」の項を参照のこと。

[2] 訳者注：詳しくは「②離婚」の章の「暫定離婚と完全離婚」の項を参照のこと。

女には夫から相続する権利もあります。

1－至高のアッラーは仰られました：**- 信仰者たちよ、信仰者の女性と結婚して彼女らに触れる前に離婚したのであれば、彼女らにはイッダ（待婚期間）をする必要はない。それで彼女らには贈り物を与え、清らかな形で別れるのだ。 ,**（クルアーン 33：49）

2－至高のアッラーは仰られました：**- そしてあなた方の内で死後に妻を残す者は、彼女らに 4 ヶ月と 10 日間独り身のまま待機させよ。そして彼女らがその期間を全うしたら、彼女らが適切な形で自らを処遇することに支障はない。アッラーはあなた方の行われることをご通暁されておられる。 ,**（クルアーン 2：234）

● **イッダをする女性の種類：**

イッダをする女性には 6 種類あります：

1－妊娠している女性：夫との離別の理由が死別であろうと離婚であろうと、あるいは婚姻契約の破棄であろうと、イッダ期間は人の形質が顕現した胎児を出産するまでです。妊娠の最短期間は 6 ヶ月ですが、通常は 9 ヶ月ほど[3]です。

至高のアッラーは仰られました：**- そして妊娠中の妻のイッダは、出産するまでである。 ,**（クルアーン 65：4）

2－夫と死別した女性：もし妊娠中であれば、イッダ期間は出産するまでです。もしそうでなければイッダは 4 ヶ月と 10 日間で、この期間中に彼女の妊娠の有無が判明することになります。

至高のアッラーは仰られました：**- そしてあなた方の内で死後に妻を残す者は、彼女らに 4 ヶ月と 10 日間独り身のまま待機させよ。 ,**（クルアーン 2：234）

3－夫の存命中に離婚された妊娠中ではない女性：イッダ期間は 3 度の月経です。一方もし離別の理由が償還離婚や婚姻契約の破棄であれば、イッダ期間は 1 度の月経のみとなります。

至高のアッラーはこう仰られました：**- そして離婚された女性は、独り身のまま 3 度の月経を待て。 ,**（クルアーン 2：228）

4－夫の存命中に離婚されたものの、年少、あるいは年配のために月経がない女性：イッダ期間は 3 ヶ月です。

---

[3] 訳者注：日本などでは最後の月経から妊娠周期を計算しますので通常の妊娠期間は 10 ヶ月とされますが、ここではアラブ式の計算方法が用いられています。

至高のアッラーは仰られました：**- あなた方の妻の内で既に閉経してしまっている者たちに関しては - あなた方はそのことについて疑問に思っているわけだが - 、そのイッダ（待婚期間）は 3 ヶ月である。そしてまだ月経を見ない者も（また同様である）。 ,**（クルアーン 65：4）

5－月経が止まってしまったが、その理由が分からないような女性：イッダ期間は丸 1 年です。これは妊娠期間の 9 ヶ月と、通常の離婚女性のイッダ期間を合わせた期間です。

6－夫が行方不明になってしまった女性：つまり夫の消息が絶たれ、その生死も分からなくなってしまったような妻のことです。このような者は統治者や裁判官[4]が彼女の夫のことを慎重に配慮しつつ見積もった期間だけ、夫の帰還あるいはその消息を待ちます。そしてその期間内に夫が帰還しなかったら、統治者あるいは裁判官は彼を死んだ者と見なし、その時点から妻は夫と死別した者のイッダ期間である 4 ヶ月と 10 日間を過ごし始めます。そしてイッダが終了すれば、彼女は望むならば結婚することが出来ます。

- 月経のある奴隷女性[5]が離婚された場合､そのイッダ期間は 2 回の月経が来るまでです。そして月経のない奴隷女性の場合は 2 ヶ月間､妊娠している奴隷女性は出産するまでです。

- **妻ではない女性のイッダ：**

1－男性が性交渉可能な奴隷女性を得るようなことがあったら、まず彼女の妊娠の有無を確認するまで性交渉は禁じられます。つまり妊娠中であればその出産を、月経のある者であれば 1 回の月経を、月経のない者に関しては 1 ヶ月の期間を待つ必要があります。

2－自分の夫ではない男性が自分の妻と間違えて性交してしまった女性、姦淫した女性、誤った婚姻契約で結婚してしまった女性、償還離婚で別れた女性らのイッダ期間は 1 度の月経のみです。

もし暫定離婚中の妻の夫が他界した場合、それまでのイッダはなかったものと見なし、夫の死の時点から新たに死別した女性のイッダ - つまり 4 ヶ月と 10 日間 - を開始します。

- **服喪に関して：**

夫と死別した女性はイッダの間、喪に服さなければなりません。

---

[4] 訳者注：イスラーム法で裁く統治者や裁判官のことです。そのような機関が存在しない非ムスリム国や地域に居住するムスリムは、そこにおけるイスラーム的権威である学者やイマームなどに依拠することになります。

[5] 訳者注：現代では奴隷は存在しませんが、奴隷が存在していたそれ以前の時代には、イスラームはむしろ奴隷階級の解放をあらゆる形で推奨していました。詳しくは「ムアーマラート」の章の「26 - 奴隷の解放」の項を参照のこと。

服喪とは：夫の家に留まり、他の男性の気を惹くような装飾品や衣服、*ヘンナ*[6]や*コフル*[7]、香水などの使用を避けることです。

服喪の放棄は 1 つの罪であり、そのようなことをしてしまった者はアッラーに罪のお赦しを乞い、悔悟しなければなりません。

ウンム・アティーヤ（彼女にアッラーのご満悦あれ）によれば、アッラーの使徒（彼にアッラーからの祝福と平安あれ）は言いました：「女性は 3 夜以上喪に服すことを禁じられるが、夫に対してはその限りではなく、4 ヶ月と 10 日間の喪に服す。その間はアスブの衣服以外には染色された衣服を着用してはならず、コフルも香水も使用しない。但し（月経などが終わって）体を清めた時の、*クストやアズファール*[8]の一片（の使用）は別であるが。」（アル＝ブハーリーとムスリムの伝承[9]）

● **服喪の期間：**

夫以外の者に対する服喪は 3 日間ですが、夫に対するそれはイッダに付随したもので 4 ヶ月と 10 日間です。一方夫と死別した女性で妊娠中の者は、出産すれば服喪の義務はなくなります。

● **イッダの場所：**

1－夫と死別した妻のイッダは、彼女が住んでいた彼の家で過ごす必要があります。しかしそこに留まり続けることで発生する何らかの危険に対する恐怖や、立ち退きなどの強制、あるいは住居費の高騰などの理由から別の場所に移転したい場合、どこで行っても構いません。尚イッダ中でも、用事の際には外出出来ます。またどこにあろうと、時間の経過と共にイッダ期間は終了します。

2－暫定離婚のイッダは夫の家で過ごします。この場合の女性はまだ妻と見なされているため、夫から扶養と住居提供をされる権利を有します。またあからさまに貞節を欠いた言動で家人が彼女から害を受けない限り、彼女を家から追い出すことは禁止されています。

3－完全離婚の状態の女性でも妊娠中であれば、出産するまで扶養される権利があります。妊娠中でなければ扶養も住居提供の権利も有しません。

尚完全離婚された女性、婚姻契約を破棄された女性、償還離婚によって離別した女性らは自宅でイッダを過ごします。

---

6 訳者注：頭髪や髭、手足や爪などの染料や薬品として用いられる植物の 1 種。

7 訳者注：眼病を予防したりする目的で目の周りに付ける黒い粉のこと。硫化アンチモンを指します。

8 訳者注：「アスブ」はイエメン地方特産の染色用植物とも、あるいは既に染色された糸で織られた衣服であるとも言われます。「クスト」と「アズファール」は当時のアラブでよく知られていたお香の 1 種と言われます。

9 サヒーフ・アル＝ブハーリー（5342）、サヒーフ・ムスリム（938）。文章はムスリムのもの。

● 服喪する女性に許されている行為：

以下の物事は、服喪中の女性に許されています：

体や身の回りを清潔に保つこと。
グスル[10]。
髪を梳かすこと。
通常の衣服を身にまとうこと。
差し迫った用事のための外出。
問題のない形で男性と会話すること。

10 訳者注：心身の清浄化を意図した全身の洗浄。